

## 自動車の住所変更について

自動車税種別割の納税通知書は、4月1日現在の自動車登録の住所へ送付されます。引越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録が必要となります。3月中に住所の変更登録を済ませることができない方は、お近くの地域県民局県税部にご連絡ください。

また、青森県電子申請・届出システムでも自動車税種別割の住所変更の届出を受け付けています。

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>)

## 自動車税種別割のグリーン化について

自動車環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については、その性能に応じて税率を軽減し、初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については、税率を重くする『自動車税種別割のグリーン化特例』が実施されています。

○税率が軽減されるのは？

令和2年度に初回新規登録された電気自動車や一定の基準を満たす自動車は、令和3年度分に限り、税率が概ね50%または75%軽減されます。

○税率が重くなるのは？

令和3年度には、平成22年3月31日以前に初回新規登録されたディーゼル車と、平成20年3月31日以前に初回新規登録されたガソリン車などについて、税率が概ね15%重くなります。

なお、バス・トラックについては、同様に10%重くなります。

詳しくは県のホームページをご覧ください。お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

## 自動車税種別割の口座振替について

自動車税種別割は口座振替でも納付できます。令和3年度分の自動車税種別割の口座振替の申込期限は、令和3年4月30日です。お早めに取扱金融機関や地域県民局県税部でお申し込みください。